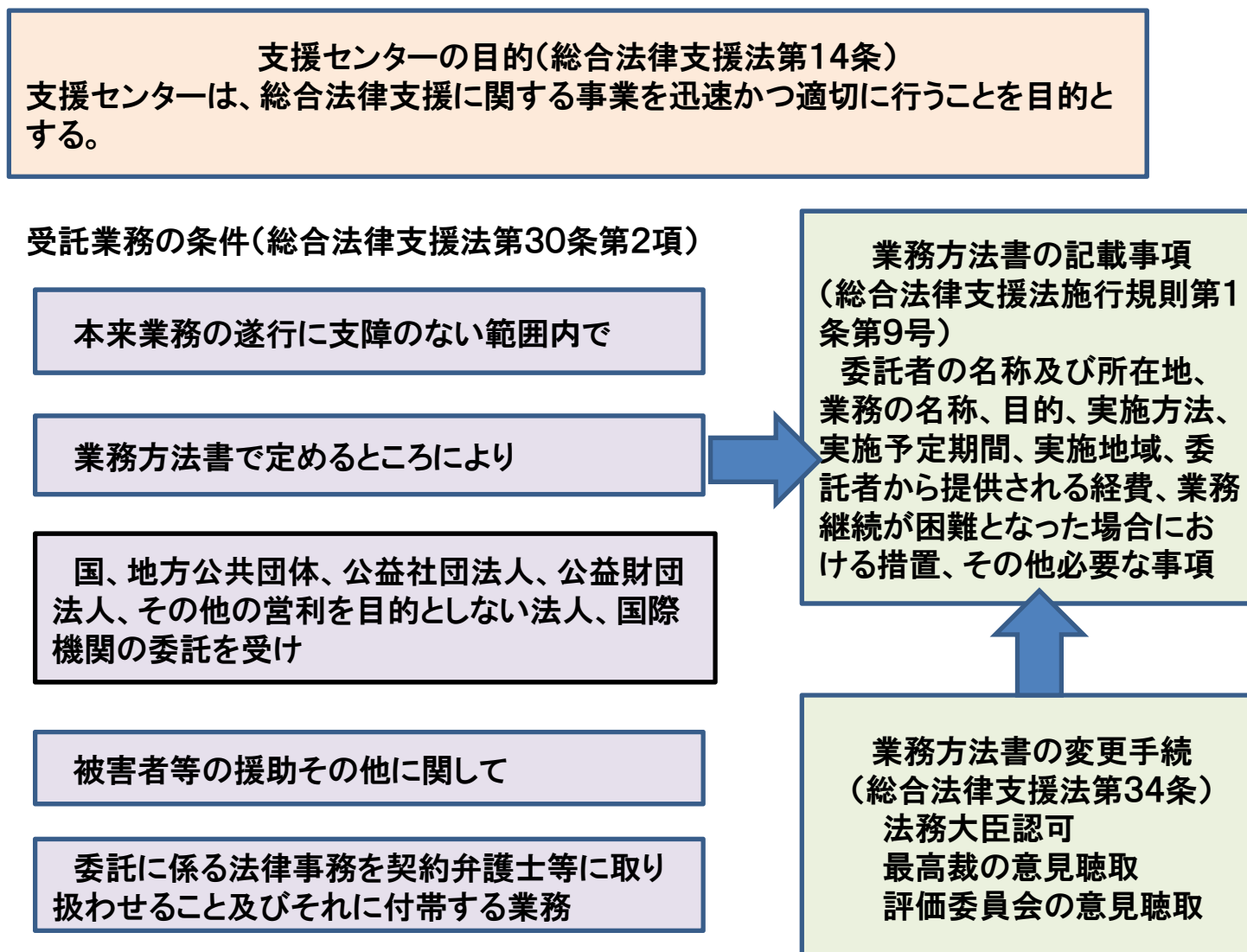


■図表1 総合法律支援法と受託業務



■図表 2 受託業務の現況

1

<b>委託者</b>	<b>日本弁護士連合会</b>
<b>委託業務</b>	日本弁護士連合会委託援助業務（業務方法書第83条）
<b>業務内容</b>	民事扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から、弁護士による法的援助を提供し、弁護士報酬及び費用の援助を行っている。詳細は次表のとおり。 弁護士報酬及び費用は、依頼者に交付するもので、民事法律扶助のような立替・償還ではない。ただし、例外的に、利用者負担制度がある。
<b>事業規模</b>	①援助件数 ・平成25年度事業計画上予定件数は25,928件（うち法律相談2,260件）。実施件数（速報値）は25,301件（うち法律相談2,092件） ・平成26年度事業計画上予定件数は24,462件（うち法律相談2,200件） ②予算規模 ・平成25年度：委託経費21.7億円（事業費20.6億円＋一般事務管理費1.1億円）＋弁護士会上乗せ委託費2.2億円 ・平成26年度：委託経費19.3億円（事業費18.2億円＋一般事務管理費1.1億円）＋弁護士会上乗せ委託費2.3億円

援助内容	対象となる弁護活動
刑事被疑者弁護援助	① 刑事被疑者弁護（国選対象事件外の身柄事件） ② 逮捕から勾留までの刑事被疑者弁護（国選対象事件）
少年保護事件付添援助	付添人（国選付添人が選任されない場合）
犯罪被害者法律援助	犯罪被害者支援（国選又は私選被害者参加弁護士との重複は原則不可）
難民認定に関する法律援助	難民認定申請手続代理
外国人に対する法律援助	① 適法な在留資格のない外国人の民事・家事・行政手続代理 ② 適法な在留資格のある外国人の行政手続代理
子どもに対する法律援助	① 虐待等を受けている子どもの民事・家事・行政手続代理

	② 警察官の調査を受けている触法少年の付添人（国選付添人が選任されない場合）
精神障害者に対する法律援助	精神障害により入院している者の退院請求、処遇改善請求の行政手続代理
心神喪失者等医療観察法法律援助	① 心神喪失者等医療観察法により入院している者の退院許可申立、処遇改善請求等の行政手続代理 ② 心神喪失者等医療観察法による国選付添人の活動のうち医師に対する協力費用
高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助	自ら申請することが困難な者又は適法な理由に基づかず申請を拒絶された者の生活保護申請等の行政手続代理

（注）依頼者が資力要件を満たし、人権救済の必要性がある事件に限られる。

## 2

<b>委託者</b>	<b>公益財団法人中国残留孤児援護基金</b>
<b>委託業務</b>	公益財団法人中国残留孤児援護基金委託援助業務（業務方法書第83条の2）
<b>業務内容</b>	日本に永住帰国し、身元が判明している中国及びサハラ以南の残留邦人が戸籍に関する裁判手続（戸籍に関する家裁への審判申立等一就籍許可、失踪宣告取消、戦時死亡宣告取消、戸籍訂正等）をとる場合に、弁護士による法的援助を提供し、弁護士報酬及び費用の援助を行っている。 弁護士報酬及び費用は、依頼者に交付するもので、民事扶助のような立替・償還ではない。
<b>事業規模</b>	①援助件数 ・平成25年度事業計画上予定件数は5件。実施件数4件。 ・平成26年度事業計画上予定件数は5件。 ②予算規模 ・平成25年度：委託経費185万円（5件） うち一般管理費17万5千円、事業費150万円、追加費用17万5千円 ・平成26年度：委託経費185万円（5件） うち一般管理費17万5千円、事業費150万円、追加費用17万5千円

■ 図表 3 受託に至らなかった事業について

受託に至らなかった主な理由は、「委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること」（総合法律支援法第 30 条第 2 項）が事業内容に含まれていないこと。

なお、法テラスは、現在、受託業務を実施するための事業費や人件費及び物件費からなる一般管理費について国から予算を措置されていないので（現在の委託元である日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金は、それぞれ、事業費のみならず、人件費及び物件費からなる一般管理費の全額を負担している。）、新規に委託業務を実施するためには、委託元の費用負担や人的・物的体制整備のための準備期間が必要となる。

1	件名	当番弁護士制度の受付・連絡事務
	事業概要	弁護士会が実施している当番弁護士制度の受付・連絡事務を、総合法律支援法第 30 条第 2 項に基づいて支援センターに委託しようとするもの。
	不可理由	総合法律支援法第 30 条第 2 項では、支援センターが委託を受けることができるのは、「委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること」とされているところ、当該受付・連絡事務は「法律事務」に当たらず、支援センターが委託を受けることができる事業ではない。
2	件名	不在者財産管理人候補者名簿の作成・推薦事業
	事業概要	不在者財産管理人候補者名簿を作成しておき、東日本大震災により所有者が行方不明になった土地について、自治体が不在者財産管理人の選任を申し立てるに当たり、当該自治体から依頼があれば、上記名簿から不在者財産管理人候補者を自治体に推薦する事務を委託しようとするもの。
	不可理由	総合法律支援法第 30 条第 2 項では、支援センターが委

		託を受けることができるのは、「委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること」とされているところ、不在者財産管理人は裁判所が選任するものであって（民法第 25 条第 1 項）、支援センターが契約弁護士に法律事務を取り扱わせるわけではないので、「その委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること」に該当しない。
3	件名	調査支援委員会の事務局事務
	事業概要	調査支援委員会は、障害がある（疑われる）被告人について、中立公正な立場で、障害の特性に応じた福祉による更生支援の必要性の有無等を専門的に審査し、適切な司法判断に資する資料を提供する委員会であり、その事務局は、同委員会において必要となる情報を調査し、必要に応じて福祉施設等への受け入れ調整を行うもので、この事務局事務を委託しようとするもの。
	不可理由	総合法律支援法第 30 条第 2 項では、支援センターが委託を受けることができるのは、「委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること」とされているところ、法律家以外の医療・福祉の専門家による福祉的な審査に係る事務は「法律事務」に当たらず、支援センターが委託を受ける業務ではない。